

職員の定年等に関する規則

〔平成 7 年 3 月 31 日〕
規則 第 10 号

改正 平成 14 年 7 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（平成 7 年条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第2条 条例第 4 条第 1 項の規定による勤務延長（以下「勤務延長」という。）を行う場合における同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

(辞令)

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員が定年退職する場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。